

会長談話

昨日、当会会員が、業務上横領容疑で逮捕されたとの情報に接しました。被疑事実の真偽については、今後の捜査及び裁判の進捗を待つことになりますが、依頼者に交付すべき和解金を着服したという被疑事実が真実であるとすれば、そのような行為は到底許されるものではなく、まことに残念というほかありません。

当会は、これまででも会員の不祥事防止に向けて様々な努力を重ねてきたところですが、会員の弁護士としての責任感と倫理意識を一層高めるための更なる努力を重ねるとともに、綱紀を保持し、弁護士の社会的信用を損なうとのないよう努めてまいります。

2019年（令和元年）11月7日

大阪弁護士会

会長 今川 忠